

小・中学生に対する不登校施策

魅力ある学校づくり

- 「豊かな心」をはぐくむ教育
 - ・道徳教育、特別活動等の充実
 - ・多様な体験活動の実施
 - ・豊かな体験活動推進事業 平14年度～
平15年度 体験活動推進47地域×16校、地域間交流推進47地域×2校)
 - ・社会性を育む生徒指導プログラムの研究開発
- 「分かる授業」の実施
 - ・少人数授業、習熟度別指導の実施
 - ・補充指導の充実
- 安心して通える学校
 - ・いじめや暴力への毅然とした指導
 - ・出席停止制度の適切な運用
学校教育法改正 平14年1月施行)
- 教員の資質向上
 - ・養成課程における生徒指導、教育相談等の内容の充実
教育職員免許法改正 平10年7月施行)
 - ・初任者研修、教職経験者研修、生徒指導担当教員等に対する専門的研修
不登校指導資料の作成 平15年度中 国研 生徒指導研究センター)
- 学校全体の指導体制の充実
 - ・「不登校担当教員」の明確化
 - ・児童生徒支援加配の措置 平14年～)
- 教室以外の「居場所づくり」
 - ・保健室、相談室登校

教育相談体制の充実

- スクールカウンセラーの配置の拡充
平7年度～ 平15年度 配置校数 7,000校 (予算積算上))
- 子どもと親の相談員の配置
新規要求中 配置校数 1,410校)

地域ぐるみのサポートシステムづくり

- 学校外の居場所づくり
教育支援センター 適応指導教室)の整備 平13年 991ヵ所)
教育支援センター整備指針の策定
 - 地域の不登校対策のセンターの機能の充実
 - ・教員や教育支援センター指導員の研修の実施
 - ・児童精神科医等、専門家の人材バンク機能の充実
 - ・社会教育施設の体験活動等と連携
 - ・進路に関する相談・支援
 - ・保護者への支援
 - ・民間施設等との連携協力
 - ・訪問指導の実施
- スクーリング・サポート・ネットワーク (SSN)整備事業
平15年度～ 地域センター400箇所)

不登校児童生徒の進学等への配慮・支援

- 学校外の施設における指導の出席扱いについての措置
(平4年～)、通学定期乗車券制度の適用 (平5年～)
- 学校外の施設における学習の積極的評価 (平15年～)
- 中卒認定試験における受験資格の拡大 (平9年～)
- 高校入試における配慮 調査書以外の選抜資料の活用等)

「特区」や研究開発学校制度の活用による研究

- 「不登校児童生徒のための新しいタイプの学校」等による
実態に配慮した特色ある教育課程の編成 など